

受付番号	平成28年 第 10 号
受付日	平成28年 4月 7日
質問者	小林 博次 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年4月21日
担 当 部 局：市民文化部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小林博次議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

市民協働促進条例について

本市では、平成27年4月に市民協働促進条例が施行された。この条例は地域の方々がお互い助け合い、住みよい社会となるよう促す条例であると考え、この市民協働の促進こそが地方創生の柱となるべき政策と言っても過言ではないと思われ、よって今後の本市における市民協働の具体的な取組について回答いただきたい。

■答弁

平成27年4月に施行された市民協働促進条例に基づく、本市の今後の市民協働の具体的な取組について回答します。

議員ご指摘のように、地域の方々がお互いに助け合い、住みよい社会となるためには、本市が、総合計画に位置付けた都市像「みんなが誇りをもてるまち」を目指して持続的に発展する必要があり、そのうえで、より活発な市民活動を行い、市民協働による取組みを充実していかなければなりません。

平成27年4月に、本市における市民活動を持続的に発展させるため市民協働の促進を図り、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的として、議員発議による市民協働促進条例が施行されました。

この条例の第11条に基づき、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、平成28年3月に、市民協働促進計画を策定しました。

この計画では、まず「基本方針1 市民協働を促進する意識づくりと人材育成」として、市民協働に関わるさまざまな主体に、市民協働の担い手として果たすべき役割を理解し、主体的に市民活動や市民協働に参加して、互いに連携、協力しながら協働のまちづくりを進める意識を高める取組みと、市民協働による地域社会づくりを担う人材の発掘、育成を進めることを盛り込んでおります。

具体的には、多様な主体と連携して課題解決を図ることができる人材の発掘・育成を目的とした「市民協働コーディネーター養成講座」の開催、次世代に向けた市民協働の普及啓発を図るため、小中学生を対象とした体験型イベント「子どもたちの協働体験」などを実施していくこととしています。

次に、「基本方針2 市民協働を促進する情報の発信と共有」として、市民協働に関わるさまざまな主体の相互理解を促すため、市民協働に関する情報を発信し、その情報の共有も図ることとしています。

また、「基本方針3 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化」として、さまざまな分野で活動するNPO、ボランティア団体等がともに組織力を強化できるよう、人材の育成を行う

とともに、市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援し、人材育成やコーディネート機能を果たしていく中間支援団体の充実強化が図られるようにも取り組んでまいります。

さらに、「基本方針4 市民協働を促進する市民活動の活性化」では、市民活動の拠点である、なやプラザの機能充実や、市民活動の場として既存の公共施設等の有効活用を図ります。また、新たに、市民が支援したい市民活動団体を選び、その投票数に応じて市民活動団体を支援するしくみづくりの検討を進めてまいります。

このような取り組みを進めるにあたり、まずは、市民協働の促進を図るためこの計画の趣旨や基本方針についての周知・啓発に努め、市民協働の進め方や参考となる先行事例を掲載した「市民活動虎の巻」を作成し、市民等をはじめ、市民活動団体、事業者そして市職員に対する、さまざまな講座や研修などに活用してまいります。

今後は、市民協働促進条例とそれに基づく市民協働促進計画を基本に、市民協働や市民活動に係る施策や事業を推進し、計画の進捗状況や取り組み結果の検証を行いながら、その内容を次の取り組みに反映させるPDCAサイクルのしくみを構築していきます。

そして、さまざまな担い手の支え合いのもとで市民活動がさらに広がり、持続的なものとなることにより、市民協働が促進され、地域の絆が強く結ばれた、真に暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。